

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与、 拡散金融及び経済制裁違反防止のための基本方針

SBIグループは、「正しい倫理的価値観を持つ」「社会的責任を全うする」を経営理念に掲げ、社会の一構成要素としてさまざまなステークホルダー（利害関係者）の要請に応えつつ、社会の維持・発展に貢献していくことを基本使命であると考えております。

近年、マネー・ローンダリングやテロ資金供与、大量破壊兵器等（核・化学・生物兵器等）の拡散に対する資金供与（いわゆる「拡散金融」）及び経済制裁違反（以下「マネロン・テロ資金供与等」という。）の防止については、国際的な規制強化が進められておりますが、当社においても、かかる問題を経営上の最重要課題の一つと位置づけております。

そこで当社は、以下のとおり基本方針を制定し、本基本方針に基づいた態勢の整備・維持・改善に努めてまいります。

1. マネロン・テロ資金供与等防止態勢の整備

当社は、提供する商品・サービスがマネロン・テロ資金供与等に利用されることを防止するため、態勢の整備と維持に努めます。

2. 経営の関与

当社の経営陣は、マネロン・テロ資金供与等の対策を経営戦略面における重要な課題と位置づけ、この問題に主導的に取り組みます。

3. マネロン・テロ資金供与等に係るリスクの特定、評価、低減

当社は、リスクベース・アプローチに基づき、提供する商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを検証し、マネロン・テロ資金供与等のリスクを特定するとともに、特定されたリスクの当社への影響度の評価を行い、その結果に基づき、リスクを低減させる適切な措置を講じます。

4. 顧客デュー・デリジェンス

当社は、関係法令等に基づいた本人確認等の手続きを実施し、顧客受入可否の判定や適切な顧客管理を行うことで、制裁対象者や反社会的勢力を含む不適切な顧客との取引関係の排除に努めます。

5. 疑わしい取引のモニタリングと届出

当社は、疑わしい取引を検知するために適切な取引モニタリングを実施します。疑わしい取引を検知したときは、関係監督機関への届出を行います。

6. 書類・記録等の保存

当社は、マネロン・テロ資金供与等対策に関する書類・記録等を関係法令等に基づき適切に保存します。

7. ITシステムの活用とデータ管理

当社は、マネロン・テロ資金供与等対策の高度化や効率化の観点から、ITシステムやFintechの活用に取り組むとともに、適切なデータ管理に努めます。

8. 継続的な改善

当社は、マネロン・テロ資金供与等対策のための態勢について、定期的に有効性検証および内部監査を行い、継続的な態勢の改善に努めます。また、将来にわたり当社がマネロン・テロ資金供与等に利用されることのないよう、フォワード・ルッキングに管理態勢の強化を図ります。

9. 役職員の研修

当社は、マネロン・テロ資金供与等対策に関わる部署の役職員がその役割に応じた専門性・適合性等を有するよう、研修等を通じて知識・理解を深めることに努めます。

S B I V C トレード株式会社

制定・改定履歴
2021年12月1日制定
2025年7月9日改定